

# 外国人児童生徒に関する指導指針

平成17年(2005年)7月

滋賀県教育委員会

## はじめに

今日の社会は、情報化が進む中で、経済、文化等のさまざまな面で国際交流が進展し、日本と世界の国々との関係は一段と緊密になっている。

このように、国際化が進展する中で、絶えず国際社会に生きているという広い視野を持つことは、ますます重要となっている。また、国際化の進展は、人と人との相互理解・相互交流も促進しており、その意味で、教育の果たす役割はますます重要なものとなっている。

日本においては、平成2年(1990年)に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、本県に在住する外国人も南米国籍の日系人を中心に急激に増加している。平成16年(2004年)9月の文部科学省の調査によれば、県内在住のブラジルやペルーをはじめとする日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍比率は、全国的にみても高くなっている。

これらの外国人児童生徒については、日本の生活習慣や学校生活に円滑に適応したり、教科の学習を行ううえで必要な日本語能力の速やかな習得を図るため、効果的な日本語指導等を行うことが必要となっている。

県教育委員会は、すべての児童生徒が国際化の進展に対応できる広い視野を持ち、互いを認め合い、ともに生きようとする資質や能力を育成するため、ここに「外国人児童生徒に関する指導指針」を作成する。

## 1 国際理解教育の推進

国際理解教育においては、すべての児童生徒が、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を持ち、外国人の有する文化に対する理解を深めたり、異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていくことができるよう、支援していく必要がある。また、互いの人格を認め合い、励まし合って生きていく態度を育成することが重要である。

このことから、外国人児童生徒を含むすべての児童生徒に対し、人間の尊厳を大切にした教育を推進するとともに、豊かな人間性や国際感覚をはぐくみ、自己のあり方に自信を持ち、豊かに生きていくことができるよう、支援することが大切である。

国際理解教育の推進にあたっては、市町教育委員会と連携を図りながら、個々の児童生徒の実態を十分把握し、一部の教職員に偏ることなく、全校による指導体制の確立に努めることが大切である。

一方、外国人児童生徒においては、日本語能力が不十分であったり、生活習慣の違いがあることなどから人間関係がうまくいかないことや、学校の授業が十分に理解できないこともある。

このようなことから、在籍する外国人児童生徒には、日本語の指導や学校生活への適応指導について配慮することが重要である。

そのため、県教育委員会としては、これまでも日本語指導が必要な外国人児童生徒への対応として、非常勤講師の派遣や加配教員の配置を行ってきているところである。各学校においては、教科に関する学習内容については、個に応じた指導内容となるよう、指導方法の工夫に努めることが大切である。

また、児童生徒や保護者の状況に応じて、日本語が理解できる外国人児童生徒の保護者や母語を使用することのできる地域の人材等の協力を得ることも大切である。

## 2 進路指導の充実

外国人児童生徒の進路指導については、本人およびその保護者に日本の教育制度についての理解を図る必要がある。進路選択に必要な情報を提供し、それぞれの児童生徒が将来への展望を持ち、自らの生活設計について考えることができるよう、十分に進路相談等を行うことが大切である。

また、外国人児童生徒一人ひとりが、目的意識を持って主体的に学習する態度を育てるために、受入れ時の段階から、滞日予定期間を踏まえての将来への展望、保護者の考え等の把握に努め、外国人児童生徒の進路指導の充実に努めることが大切である。

さらに、日ごろから教職員が外国人児童生徒との意思疎通を図り、本人およびその保護者の願いや悩み等の掌握に努めるとともに、小・中学校、高等学校等が連携を図り、指導することが重要である。

### 3 教職員研修の充実

外国人児童生徒への指導を充実するためには、それぞれの教職員が外国人児童生徒に対する認識を深め、指導に関する資質を向上させることが必要である。また、外国人児童生徒とのかかわりを深め、その保護者との連携を密にとることなどを通して、それぞれの外国人児童生徒を取り巻く状況を十分に把握することが大切である。

外国人児童生徒に関する全校的な指導を適切に行うために、指導内容や指導方法等についての校内研修や授業研究を計画的に実施するとともに、指導に必要な資料や研究図書の収集と活用に努めることが大切である。

また、文部科学省の「就学ガイドブック」や県教育委員会の「架け橋（学校連絡文書の翻訳集）」および「外国人児童生徒教育実践事例集」を活用した研修に努めることも必要である。

さらに、必要に応じて、母語を使用することのできる地域の人材等の協力を得て、外国人児童生徒への日本語指導や学力向上、生活適応指導等に関する教職員の指導力の向上に努めることも大切である。